

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿島市長 松尾 勝利

市町村名(市町村コード)	鹿島市(412074)	
地域名 (地域内農業集落名)	北鹿島地区(集落名:中村、森、土井丸、井手、三部、新籠、常広、組方)	
協議の結果を取りまとめた年月日	2024/12/2(第1回),2025/1/8(第2回),2025/11/12(第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	459 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	454 ha
② 田の面積	449 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	10 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	222 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	123 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>北鹿島地域の農家戸数は2010年の142戸に対し、2020年は111戸と減少している。年齢別でも60歳以上が全体の71%を占めており(2010、2015、2020農林業センサスより)、農業者の減少と高齢化、遊休農地の増加が課題となっている。また、消費者のニーズが多様化している中、米麦大豆のみ営農では農業経営が厳しく、基盤となる水田についても排水対策ができていない農地では借り手や担い手が見つからず集約が進まない現状となっている。今後の北鹿島地域の農業の継続、地域の活性化を進めるためには、分散する担い手の農地を集約するとともに、将来の地域農業の担い手を確保することが課題であり、そのためには、新規就農者を確保・育成しつつ、担い手への効率的な農地の集約化、農地集約のための団地化や園芸団地などの基盤整備を行う必要がある。また老朽化している幹線水路や排水機場、カントリーの適正な維持や運営、農業者の高齢化による労働力不足を補うためのスマート農業化、集落営農組織の法人化や企業の農業参入などを進めて地域の農業を維持していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート(R2)時とは現状は変わっている、再度アンケートをとるべきである。 ・生産組合費も地域ごとに違うと思うが、統一するべき。 ・土地の貸し借りが個人間で調整している現状で難しいことが多い。 ・田植えの時期や刈り取る時期も長くしてほしい。これは地域で考えていかなければならない。 ・品種が多いとカントリーも対応できない。カントリーに出さない人も出てくるのではないか。自分のところで全部するようになるのではないか。 ・表作と裏作と作って初めて利益が出ると考えている。 <p>【北鹿島地域の基礎的データ】(2020農林業センサスより) 総農家戸数 :111戸 農業従事者数:223人(自営農業に従事した世帯員数:うち50歳代以下64人)、団体経営体(集落法人等7組織) 主な作物 :水稻、小麦、大豆、たまねぎ、いちご、アスパラ、トマト、ぶどう、レンコン、花き等</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・米麦大豆を主要作物としつつ、園芸作物の導入により農業所得の向上を図る。
- ・米麦を作るエリア、施設園芸のエリアなどエリア分けをすることで農作業の効率化を図っていく。
- ・水源の確保が厳しい水田では畑地化を行い、収益性の高い施設園芸作物を生産し経営の安定を図る。
- ・優良な農地については将来の担い手へ集積・集約化を図る。
- ・幹線水路は適正に維持補修を行い、大雨時の排水対策については関係機関と協議を継続し流量調整などを行いながら治水対策に努める。
- ・老朽化しているカントリーの立て直しやその後の運営、販売方法などを今後も地域一体となり話し合い検討を行っていく。
- ・ドローンなどによるスマート農業の導入を進め、効率的な作業体系を構築する。
- ・入り作や研修生の受け入れ、企業や農業法人の誘致による新たな経営体の確保育成、集落営農組織の法人化により効率的な農業運営と農地の集積・集約を図る。
- ・田植えや刈り取る期間を長くしてほしいという要望がある。また、水稻品種が多いとカントリーも対応できない。カントリーに出さない人も出てくれば運営が厳しくなってくる。今後地域での話し合いを継続していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用による担い手(認定農業者や認定新規就農者、農業法人、集落営農など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、調整を行いながら多様な経営体へも農地利用を進める。
- ・住宅地周辺の農地に関しては、機械類が入らないなど効率が悪いため、将来的には農用地から外すことを検討していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	83 %	将来の目標とする集積率	85 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・圃場整備や農地中間管理機構の活用により、ある程度の団地化が図られている。今後も引き続き担い手への農地集積・集約を進め、団地面積の増加を目指す。
- ・施設園芸で団地化・米麦などで団地化など区分することにより農作業の効率化を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、法人、地域の担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
- ・高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合いを実施する。
- ・農業の作型、農作物の品種、ブランド、作物の生育にあった集積・集約を進める。
- ・担い手による集積や集約が進まない地域においては農地の狭地倒しによる農作業の効率化や、集落営農の法人化など営農組織を設立し共同体による農地の団地化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用して地域の担い手や法人、認定農業者、新規就農者を中心に集積・集約の面積拡大を図る。
- ・中間管理事業の手続き簡素化やデジタル化など効率の良い手続きについて要望や提言も行いながら、積極的に中間管理機構を活用していく。
- ・土地の貸し借りが個人間で調整している現状では難しい、中間管理機構をうまく活用し集積につなげていく。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・生産効率の向上や農地の集積集約を図るため、地域で継続的に施設の問題点や課題などを話し合いながら、用排水路・農道の整備を行う。
- ・隣接する農地の高低差を解消する基盤整備も視野に入れ、今後農地の大区画化などに取り組む。
- ・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望や費用を踏まえ、行政など関係機関への支援も要望しながら基盤整備に取り組む。
- ・大雨時の排水対策として排水機場の更新整備を計画的に行い、農地や市街地への水害を未然に防ぐ。
- ・補助事業なども活用し、施設園芸に取り組む担い手の生産基盤を確保するための園芸団地を整備する。
- ・老朽化しているカントリーの立て直しやその後の運営などを今後も地域一体となり話し合い検討を行っていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

- ・地域の担い手に農地を集積・集約し、地域農業を守りながら若手のリーダー育成を進める。
- ・既存の農地多面保全組織など地域で協力しながら農地を守っていく。
- ・労働力の確保や機械の共同利用、作業効率化のため、スマート農業の導入、集落営農組合の法人化を図る。
- ・企業や農業法人の参入、複合経営や兼業農家など持続可能な農業経営で耕作放棄地の増加を防ぎ、地域農業を維持していく。
- ・入り作などを外部に募集して農業をしたい方に来てもらい、集落全体で地域農業の方針を伝えていく。
- ・研修生を取り入れ、免許なども取ってもらい、施設関係の管理についても教え、後継者として育てる。
- ・入り作や企業参入の場合も、農地に付随する水路の維持管理やカントリー利用などは共同活動や共同利用をお願いしていく。
- ・企業参入は助かるが水の問題もあるので今後一緒に考えていく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・共同省略化機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について地域内や集落営農組織内で検討する。
- ・カントリーを中心に、北鹿島地区全体で話し合いを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやカモ等の被害が拡大しないよう進入防止対策や追い払い、効率的な捕獲など、被害防止の環境作りを地域ぐるみで行う。
- ③ドローンや乗用管理機など効率的な機械を導入、共同利用していく。また継続していくためにオペレーター確保に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
-	-	-	-

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	-	うち計画同意者数(人・%)	-
-------------	---	---------------	---

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。